

(要領様式第 1 号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

8 長地環第 5-6 号
令和 8 年 6 月 30 日
長野県長野地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根 拠 条 項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	○
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項		内 容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)		株式会社市川商会 代表取締役 市川 真一 長野県中野市大字越 1236 番地	
申請の区分 (Ⅰ)		一般廃棄物処理施設の変更許可	
	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字厚貝 434 番他	
	②廃棄物の処理施設の種類	一般廃棄物処理施設 (使用済みきのこと培地の乾燥施設)	
	③処理を行う廃棄物の種類	○乾燥する一般廃棄物 使用済みきのこと培地 特別管理一般廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	約 217.6t/日 (約 9.08t/h)	
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
約 217.6t/日 (約 9.08t/h : 24 時間稼働)		153.6t/日 (6.4t/h : 24 時間稼働)	
	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 中野市厚貝区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第 2 の 1 (5)	
	⑦関係市町村長及び関係住民の 範囲並びにその根拠	(範囲) 中野市長 周辺地域に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号	
	⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 第 1 回 令和 8 年 8 月 10 日 (月) 午後 5 時 30 分から 第 2 回 令和 8 年 8 月 18 日 (火) 午後 5 時 30 分から (場所) 中野市大字厚貝 434 番地 株式会社市川商会 中野メディウムセンター施設内	
	⑨事業計画概要書の縦覧場所、 期間及び時間	(場所) 長野地域振興局環境・廃棄物対策課 (期間) 令和 8 年 7 月 1 日 (水) ~令和 8 年 7 月 30 日 (木) (土日・祝日その他県の休日を除く) (期間) 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第34条	○第32条第2項の関係市町村長 ○第33条第2項の関係住民 ○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠 ○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	12号	提出期限 令和8年7月30日（木） 提出先 〒381-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野県長野地域振興局環境・廃棄物対策課
	第37条	○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	15号	

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・条例第41条の規定による意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所（地番の部分に限る）、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。
- ・提出書類はいずれも日本産業規格A列4番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。